

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年11月17日認可した。

平成28年11月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）竜王地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）行時地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）宝幢寺池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）雁又池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）庄ノ池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）宮池地区